令和５年度版

熊本県歯科医師会
会員の皆さまへ

医療施設内包括機械保険のご案内

医療施設内包括機械保険は、医療施設内機械設備包括契約特約条項をセットした機械保険です。

【募集要領】

○保険契約者　：一般社団法人熊本県歯科医師会
○加入対象者　：熊本県歯科医師会員
○保険期間　：令和５年４月１日午後４時から１年間
○保険料お支払方法　：一括払（締切日の翌月会費より引き落とし）
○ご加入方法　：≪新規・継続ご加入の方≫
取扱代理店ケー・デー・エム・ユー
（ＴＥＬ　０９６－３４３－６４００）
へお問い合わせください。
≪中途加入≫
中途加入も随時受け付けています
申込締切：毎月２０日
詳細は取扱代理店までお問い合わせください
○申込締切日　：令和５年２月２０日（月）

医療施設内包括機械保険とは病院・診療所内の医療機器一式とビル付帯設備を包括して契約する機械保険契約です。

医療施設内包括機械保険の特色

1．病院・診療所内の医療機器や機械設備の損害を幅広くカバーします。
2．ご加入の手続きが簡単です。
3．機械個々にご契約いただくよりも、保険料が割安になっています。

対象となる機械設備

1．医療機器

心電計、脳波計、血圧計、診断用X線装置、超音波診断装置、電子内視鏡、ファイバースコープ、生化学分析装置、手術台、電気手術器、レーザー手術装置、人工呼吸器、歯科用ユニット、歯科治療代、薬剤分包装置、滅菌機、その他の医療関連機器　など

2．ビル付帯設備

①避雷針・アンテナ設備
②クーリングタワー（冷却塔）
③ネオンサインの設備
④分電盤・配電盤、照明設備
⑤動力用、電灯用ケーブル
⑥ダクト
⑦駐車場機械設備
⑧電話交換装置
⑨自動ドア・シャッター設備
⑩非常用発電設備
⑪バッテリ
⑫受変電設備
⑬温風暖房機
⑭冷凍機
⑮ソーラーシステム（太陽熱温水器）
⑯厨房設備
⑰エレベータ
⑱窓ふき用ゴンドラ設備
⑲エア・シュータ設備
⑳給湯設備
21エスカレータ
22洗濯機設備
23各種消火設備
24排水設備
25給水設備
など

■保険の対象（保険の目的）に含まれない主なもの

●ベルト、ワイヤロープ（※）、チェーン、工具類、金型類、潤滑油、フィルタエレメント
●コンクリート製・陶磁器製（碍子、碍管を除きます。）・ゴム製・布製・ガラス製・プラスチック製の機器または器具
●消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
●X線管球
●鉗子、メス、聴診器、注射器等の器具類
●可搬式・移動式の事務用機器
●マイクロモータ、エアモータ、エアタービン等の切削装置
●バキューム装置付属のモータ
●歯科用診療台ユニットのホース
●上記に類する切削工具、消耗品　など

（※）エレベータのワイヤロープは保険の対象に含まれます。
（注１）医療機器、ビル機械設備であっても保険の対象とならないものがあります。詳しくは、普通保険約款および特約条項等をご覧ください。ボイラ、蒸気タービン装置等については、別途一基ごと保険の対象に追加していただくか、ボイラ、ターボセット保険にご加入いただく必要があります。
なお、労働安全衛生法に基づく規則で定められたボイラ・圧力容器については性能検査を受けなければなりません。損保ジャパンは損害保険会社で唯一ボイラ・圧力容器の登録性能検査機関として厚生労働省から登録を受けておりますので、このボイラ保険にご加入いただければ、ご希望により損保ジャパンにて検査を実施します。この場合、ボイラ保険のご契約と同時に検査料をご負担いただきます。
詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
（注２）保険契約申込書に明記すれば保険の対象となるものがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

補償内容について

保険の対象が保険契約申込書記載の事業場において稼働可能な状態（検査、整備、修理または事業場において移設のために一時稼働していない状態を含みます。）にあるとき、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

１．保険金をお支払いする主な損害

●従業員の取扱上の不注意、誤操作などによる事故
●折損、亀裂、分解飛散などの機械的事故
●落雷による事故
●化学反応による爆発による事故
●設計、製作、材質の欠陥による事故
●他物の衝突、落下による事故
●ショート、スパーク、過電流などの電気的事故

など

２．保険金をお支払いできない主な損害

この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは普通保険約款および特約条項等の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

●保険契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）などの故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
●事業場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変による損害
●差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使による損害
●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
●暴風、雪崩、土砂崩れ、台風・暴風雨・豪雨等による落石、土地の沈下・隆起・移動、高潮、洪水などによる損害
●火災による損害
●紛失、盗取、詐欺または横領による損害
●保険の対象の性質による変色、変質、腐敗、腐食、さび、かび、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害
●日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールが進行した結果、その部分に生じた損害
●保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得る する傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ その他外観上の損傷または汚損であって、その保険の対象が する機能の喪失または低下を伴わない損害
●マイクロモータ、エアモータ、エアタービン等の切削装置に生じた損害
●バキューム装置付属のモータに生じた損害
●歯科用治療台ユニットのホースに生じた損害
●保険の対象の納入者が被保険者（保険の補償を受けられる方）に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
●テロ行為による損害（１つの事業場内において保険金額（ご契約金額）１０億円以上の場合にかぎります。）
●情報（プログラム、ソフトウェアおよびデータ）のみに生じた損害

など

お支払いする保険金

１．損害保険金 ２．残存物片づけ費用保険金	＝	お支払いする 保険金

損害保険金は保険金額（ご契約金額）または損害発生時の新調達価額のいずれか低い額を限度に、損害額から被保険者自己負担額（免責金額）を差し引いた額をお支払いします。
ただし、損害が発生した時における保険金額がその時の保険の対象の新調達価額に不足している場合は、保険金額を限度に次の算式により損害保険金をお支払いします。

１．損害保険金 ＝ 損害額 × $\dfrac{\text{保険金額}}{\text{損害発生時の新調達価額}}$ － 被保険者自己負担額

●損害額には修理のために必要な分会費、組立費、運賃、運転調整諸掛り、および必要・有益な損害防止費用を含みます。ただし、国際間航空輸送料などの特別費用を除きます。
●修理のために部品の交換がおこなわれた場合でも新しい部品を取付けたことによる価値の増加分は損害額から控除しません。
●損害額には修理のために保険の対象以外の壁などを取りこわした場合に、その修理に要した費用を含みます。ただし、１回の事故につき３００万円をもって限度とします。
●自己負担額は１事故につき１０万円となります。

２．残存物取片づけ費用保険金 ＝ 残存物取片づけ費用保険金（清掃費用等の後片付け費用）として、損害保険金の６％を限度に残存物片づけ費用の実費をお支払いします。

●この医療施設内包括機械保険には臨時費用不担保特約がセットされますので、臨時費用保険金はお支払いできません。

保険金額

●保険金額は、新調達価額（※）にあわせて設定していただきますようご注意ください。
●ご加入時の新調達価額を超えて保険金額を設定されても、その超過分については、保険金のお支払対象となりません。なお、ご加入時の新調達価額を超える部分についてはご加入を取り消すことができる場合があります。
●保険金額が新調達価額に満たない場合は、保険金の額は保険金額を限度に下記の算式によって計算した額となりますので、事故の際に被保険者自己負担額を控除した損害額の全額について保険金をお支払いできない場合があります。
●損害額は損傷を受けた保険の対象を損害発生直前の稼働可能な状態に復旧するために要する費用をいいます。

※新調達価額とは、保険の対象と同種同能力の機械設備を新規に取得するために要する価額をいい、保険契約申込書に記載された事業場において稼働可能な状態に設置するために要する費用を含みます。

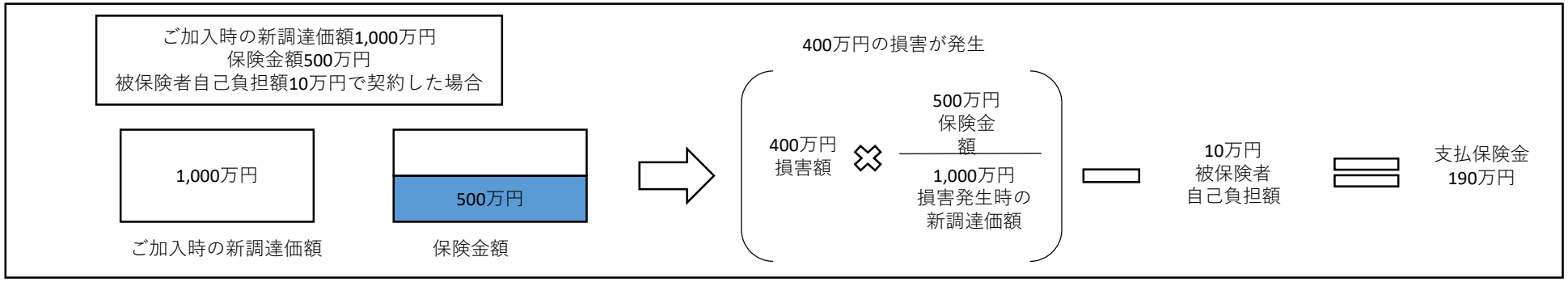

お支払いいただく保険料

となります。

保険金のお支払い例

X線透視撮影台が損傷して修理費が900万円、取片づけ清掃費用および搬出費用が7万円かかった。

損害保険金	890万円（修理費900万円－被保険者自己負担額10万円）

＋

残存物取片づけ費用保険金	7万円（実際にかかった費用、損害保険金の6%が限界）

＝

保険金合計	897万円

医療機器の近代化・精密化に伴い
事故も多発、高額化しています。

●過去における事故例

機種	損害額	事故状況
全身用コンピュータ断層撮影装置	292万円	操作誤りによる破損
頭部X線スキャナ	334万円	トロードバブル不良で、電圧、電流制御不完全により各種制御系基盤損傷
X線透視撮影台	900万円	操作中患者の寝台の確度をかえたところ、踏み台が床と装置の間にはさまり寝台、起倒軸などが変形
コンピュータ	36万円	落雷による損傷
給水ポンプ	20万円	ポンプ内の水の凍結のためケーシングが亀裂、破損
変圧器	40万円	コイルの絶縁不良により焦損
コンプレッサー	273万円	荷物運搬中、コンプレッサーに衝突し、除湿機能低下により各病室へ酸素を送る配管、人口呼吸器を損傷
エレベータ	270万円	屋上より雨水が入り込み、電気部品がショート

（損保ジャパン保険金支払データより）

機械保険を
ご加入いただく皆さまへ

重要事項等説明書

ご契約に際してご確認いただきたい事項、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、機械保険をご加入いただくにあたっての重要な事項および個人情報の取扱いついてのご説明となりますので、ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いします。このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。なお、ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。※取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

1．機械保険の概要

１機械保険の概要
■保険の目的（以下「保険の対象」といいます。）である機械、機械設備、装置が保険契約申込書に記載された工事や事務所など（以下「事業場」といいます。）において、稼働可能な状態にあるとき、次に掲げる不測かつ突発的な事故により、保険の対象に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
・従業員の取扱上の不注意、誤操作などによる事故、折損、亀裂、分解飛散などの機械的事故　など
■なお、次に掲げる物は保険の対象にふくまれません。
・ベルト、ワイヤロープ（※）、チェーン、工具類、金型類、潤滑油、フィルタエレメント
・コンクリート製・陶磁器製（碍子、碍管を除きます。）・ゴム製・布製・ガラス製・プラスチック製の機器または器具
・消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
・X線管球
・鉗子、メス、聴診器、注射器等の器具類　など
（※）エレベータのワイヤロープは保険の対象に含まれます。

２主な特約条項およびその概要
主な特約条項およびその概要を記載しています。
保険条件によってセットできる特約条項が異なります。
詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
①損害の額の制限に関する特約条項
損害の額が時価額（新調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減化額を差し引いた価額）を超える場合、その時価額を損害額とする特約条項です。以下の機械を保険の対象とするときは必ずこの特約条項をセットしてご加入していただきます。
・走行式機械設備（レール上を走行するものを除きます。）のうち特に定めるもの
・建設、土木、採鉱、探鉱、砕石、砕石作業に用いられる機械のうち特に定めるもの
・水中ポンプ、スクラッププレス、杭打機
②テロ危険等不担保特約条項（原則としてすべての契約にセットされます。）
■保険契約申込書に記載された合計保険金額（ご契約金額をいいます。）が10億円以上の場合、テロ行為の結果として生じた損害については保険金をお支払いしません。
■情報（プログラム、ソフトウェアおよびデータ）のみに生じた損害については保険金をお支払いしません。
③日付データ処理等に関する不担保特約条項（原則としてすべての契約にセットされます。）
西暦1999年以降の日付または時刻のデータを正しく認識、処理、区別、解釈または受け入れできないことに関連する作動不能、誤作動または不具合に起因する損害については保険金をお支払いしません。
④走行式機械特約条項
保険の対象の機械が、ご加入時に保険契約申込書に記載された事業場以外の事業場に移された場合、移転先の事業場をご加入時に保険契約申込書に記載され事業場として取り扱います。ただし、移転に伴う事業場間の移動中の損害は保険金お支払いの対象外となります。
各種走行機械設備（レール上を走行するものを除きます。）を保険の対象とする場合はこの特約条項を必ずセットしてご加入していただきます。

⑤チェーン特約条項
チェーンは保険の対象に含まれませんが、この特約条項により穀物輸送用フローコンベア、立体駐車場装置のチェーンを保険の対象に含めることができます。
⑥基礎に関する特約条項
この特約条項により、基礎を保険の対象に含めることができます。
※保険契約申込書に基礎を含める旨を記載し、保険金額に基礎の新調達価額を加算していただきます。

2．保険期間

この保険の保険期間（保険のご契約期間）は令和５年４月１日午後４時から１年間となります。
保険期間の中途でのご加入は、毎月受付をしています。その場合の保険期間は、毎月２０日までの受付分は受付日の翌月１日から令和６年４月１日午後４時までとなります。

3．保険金額の設定

■保険金額は、新調達価額（※）に合わせて設定していただきますようご注意ください。
■ご加入時の新調達価額を超えて保険金額を設定されても、その超過分については保険金のお支払い対象となりません。なお、ご加入時の新調達価額を超える部分についてはご加入を取り消すことができる場合があります。
■保険金額が新調達価額に満たない場合は、保険金の額は保険金額を限度に下図の算式によって計算した額となりますので、事故の際に被保険者自己負担額を控除した損害額の金額について保険金をお支払いできない場合があります。
■損害額は損傷を受けた保険の対象を損害発生直前の稼働可能な状態に復旧するために要する費用をいいます。
（※）新調達価額とは、保険の対象と同種同能力の機械設備を新規に取得するために要する価額をいい、保険契約申込書に記載された事業場において稼働可能な状態に設置するために要する費用を含みます。

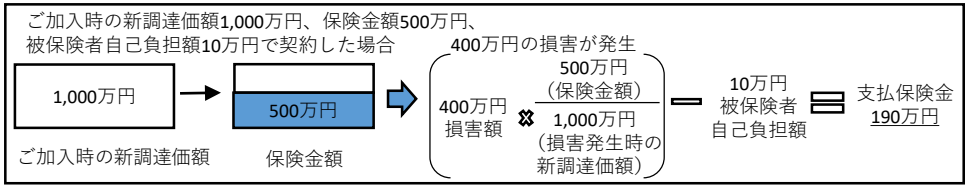

4．被保険者自己負担額の設定

保険の対象となるとなる機械設備の種類と保険金額によって、保険の対象ごとにそれぞれ被保険者自己負担額を設定していただきます。

5．保険料

■実際にご加入いただくお客さまの保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。
保険の対象の種類、対象業種等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と違っていないか改めてご確認いただき、相違がある場合は必ず訂正・変更いただきますようお願いします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
■この保険につきましては、保険の対象の運転開始日や運転状況等によって、保険料が割引または割増となる場合があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
■保険料の払込方法は、申込締切日の翌月会費より全額が一括払で引き落としとなります。
■ご加入方式によっては、保険期間終了後、契約時にお支払いいただいた保険料（暫定保険料）と保険料を定めるために用いる保険料算出基礎の確定数値に基づき算出した保険料（確定保険料）との差額を精算させていただく場合があります。
■この保険の最低保険料は特に定める場合を除き、1,000円となります。

6．解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

7．告知義務・通知義務・通知事項

１告知義務（ご加入締結時における注意事項）
（１）ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。
＜告知事項＞

①保険の対象（名称、型式・仕様・用途、保険の対象の範囲、保険の対象から除くもの、製造者、製造年月、製造No、数量）
②事業場名、所在地
③業種
④他の保険契等に関する事項　　など
⇒★印がある項目および告知書等の記載事項の項目となります。

（２）保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

２通知義務・通知事項（ご加入締結後における注意事項）
（１）保険契約締結後、通知事項が発生する場合は、地帯なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要がありません。ご通知や通知事項に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。
＜通知事項＞

①保険の対象の用途または仕様の変更
②その他、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（※）の発生
（※）ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

（２）被保険者が法人のお客さま（注）の場合は、通知事項および通知の期限が異なりますにで、ご注意ください。
（注）個人事業主のお客さま（法人以外の組合等のお客さまも含みます。）は、婦人に含みません。
＜通知事項＞

①保険の対象の用途または仕様の変更
②保険の対象の仮修理もしくはその他の応急措置による運転または使用
③保険の対象の整備または修理（※１）を行う場合
④その他、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（※２）が発生した場合
（※１）継続して30日以上行われるものにかぎります。
（※２）ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

＜通知の期限＞
通知事項が発生する場合、その事実の発生がご契約者または被保険者に原因がある場合は、あらかじめご通知ください。その事実の発生がご契約者または被保険者に原因がない場合は、その事実をしった後、遅滞なくご通知ください。

（３）通知事項以外のご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめご通知ください。ただし、保険の対象の譲渡や、ご加入者の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なくご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお知らせやご案内ができないことになります。

（４）重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力関係者、その他の反社旗的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

8．保険金のお支払い

■保険金額または新調達価額のいずれか低い額を限度に損害額から被保険者自己負担額を差し引いた額を損害保険金としてお支払いします。ただし、保険金額が新調達価額より低い場合は、保険金額を限度に次の算式により損害保険金をお支払いします。
また、損害の額の制限に関する特約条項がセットされる場合は、保険金額または時価額のいずれか低い額を限度とします。

$$\text{損害保険金} = \text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{損害発生時の新調達価額}} - \text{被保険者自己負担額}$$

■損害額は損傷を受けた保険の対象を損害発生直前の稼働可能な状態に復旧するために要する費用をいいます。損害額は新調達価額を基準に定めます。損害額は保険の対象と新調達価額が限度となります。
■上記の損害保険金とは別に、ご加入内容および事故の形態によっては、損害発生時の様々な費用を補償する費用保険金等をお支払いする場合があります。
主なものは次のとおりです。
・臨時費用保険金
・残存物取片づけ費用保険金
・損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用　など
費用保険金等の詳細は普通保険約款および特約条項等に記載されていますので、ご確認ください。

９．保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは普通保険約款および特約条項等の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご確認ください。
①ご契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
②事業場の責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
③戦争、内乱、暴動または騒擾などによる損害
④差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使による損害
⑤地震もいくは噴火またはこれらによる津波による損害
⑥暴風、雪崩、土砂崩れ、台風・暴風雨・豪雨等による落石、土地の沈下・隆起・移動、高潮、洪水などによる損害
⑦火災、火災による爆発もしくは破裂または化学反応による爆発もしくは破裂による損害
⑧紛失、盗取、詐欺または横領による損害
⑨保険の対象の性質による変色、変質、腐敗、腐食、さび、かび、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害
⑩日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールなどによる損害
⑪保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
⑫保険の対象の納入者が被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害　など

１０．事故が起こった場合

（１）事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
（２）賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故などにかかわる示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンにご相談なく示談された場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
（注）この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。
（３）保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出いただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書　など
③	新調達価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 ②保険の対象である財物に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、取扱説明書、被害品明細書、売上高等営業状況を示す帳簿（写）、損益計算書、復旧通知書　など
④	保険の対象であることが確認できる書類	固定資産課税台帳登録事項証明書、売買契約書（写）、保証書　など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書※、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収証、承諾書　など
⑦	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債券額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書　など
⑧	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　など

※保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
（注１）事故の内容（ケガの程度）および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注２）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。
（４）前記（３）の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

１１．クーリングオフ（契約申込みの撤回等について）

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

●取扱代理店　有限会社ケイ・デー・エム・ユー
＜受付時間＞平日の午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）
〒860-0863　熊本市中央区坪井2-4-15　TEL　096-343-6400　：FAX　096-343-9599

●引受保険会社　損害保険ジャパン株式会社　熊本支店法人支社
＜受付時間＞平時の午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）
〒860-0805　熊本市中央区桜町3-50サクラマチヒルズ4階　TEL　096-326-9355

●指定紛争解決機関
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター
【ナビダイヤル】0570-022-808＜通話料有料＞
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

●加入者証は大切に保管してください。また2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。